

第 18 号議案

豊後大野市都市公園条例の一部改正について

豊後大野市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）及び都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）の一部改正に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

## 豊後大野市都市公園条例の一部を改正する条例

豊後大野市都市公園条例（平成17年豊後大野市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第1条の5の次に次の1条を加える。

（公園に設ける運動施設の敷地面積に関する基準）

第1条の6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第16条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。